

株式会社 eClear 御中

弊社は eClear 取引のスキーム及び同取引利用に当たっての注意事項について以下の通り説明を受け、理解した事を確認致します。

1. eClear 取引とは弊社が株式会社 eClear との間において行う eClear 電力受給個別契約を指す。
2. eClear 電力受給個別契約は電話、電子メール、チャットツール若しくはその他のコミュニケーション手段、又は当社の関連会社である株式会社 eSquare が提供する eSquare Live 上でなされた、弊社及び株式会社 eClear 間の日本法及び本基本条件(後段にて定義)に基づく合意により成立する。
3. eClear 電力受給個別契約締結に必要な弊社及び株式会社 eClear 間の合意事項は以下とする。
  - (1) 電力の受電者及び給電者
  - (2) 取引日
  - (3) バランシンググループ
  - (4) 適用される基本条件 (“本基本条件”)
  - (5) 受渡方法
  - (6) 受電エリア及び給電エリア
  - (7) 電力の受給期間 (受給開始期日、受給終了期日及び受給除外期日)
  - (8) 受給パターン
  - (9) 契約電力及び総契約電力量
  - (10) 電力量料金単価及び総電力量料金
  - (11) その他特約条項 (もしあれば)
4. 合意された eClear 電力受給個別契約内容は、株式会社 eClear が作成する「eClear 電力受給個別契約 契約内容控え」に記載され、株式会社 eClear より弊社が別途指定するメールアドレス宛に電子メールにて送付される。
5. 本基本条件は株式会社 eClear が <https://support.enechain.co.jp/hc/ja/articles/7568141880857> にて公開する eClear 電力受給基本条件の最新バージョンを指すものとする。ただし弊社及び株式会社 eClear 間の合意によっては過去バージョンを利用できる場合もあるものとする。
6. 弊社は eClear 電力受給個別契約締結前に当該契約に適用される本基本条件内容を理解し、一度約定に至ったらこれを遵守するものとする。但し特別条件第 2 条に定める事項については契約締結前に事前登録するものとする。
7. 弊社は、株式会社 eClear に書面 (電子メールを含む) による通知をすることで、eClear 取引の利用を中止することができるものとする。但し、当該利用中止の場合においても、現に存在する eClear 電力受給個別契約については、当該 eClear 電力受給個別契約の当事者の義務の履行が完了するまでなお効力は存続するものとし、当該義務の履行の完了までの間、当該 eClear 電力受給個別契約に関する限りにおいて関連する本基本条件の規定も存続するものとする。

以上

【本店所在地】

【会社名】

【役職】

【氏名】

(印)